

株式会社ジェックスケアカレッジ 「介護福祉士実務者研修」(通信課程) 学 則

第1条 (設置目的)

株式会社ジェックスケアカレッジは、介護福祉士を目指すものに対して、介護専門職としての必要な知識・技術を習得して頂き、多様な高齢者のニーズに的確な介護ができる人材の育成を目標とし、地域における質の高い介護サービスの提供と介護人材の育成を通して、地域福祉への貢献を目的とする。

第2条 (名称)

本研修の名称は、株式会社ジェックスケアカレッジ介護福祉士実務者研修(以下、「本校」という。)と称する。

第3条 (位置)

本校の所在地は、岡山県倉敷市西富井654-6とする。

第4条 (修業年限)

研修期間は6カ月とする。なお、受講生は1年を超えて在学できない。

ただし、他の研修等を修了した者は、修了した研修等に応じて修業年限を設定する。

修了した研修等	必要な実務者研修 受講時間数	介護過程Ⅲ	修業年限 (研修期間)
① 介護職員基礎研修	50 時間	—	1 ヶ月
② 訪問介護員養成研修 1 級	95 時間	有	4 ヶ月
③ 介護職員初任者研修 訪問介護員養成研修 2 級	320 時間	有	4 ヶ月
④ 訪問介護員養成研修 3 級	420 時間	有	5 ヶ月
⑤ 喀痰吸引等研修	400 時間	有	5 ヶ月
⑥ 生活援助従事者研修	410 時間	有	5 ヶ月
⑦ 認知症実践者研修	420 時間	有	5 ヶ月
⑧ 介護に関する入門的研修	430 時間	有	6 ヶ月

第5条 (学生定員、学級数)

1 学級のあたりの定員は20人または10人とし、1学年の定員は400人とする。

2 学級数は5クラスとする。

第6条（養成課程、履修方法）

本校の養成課程は通信課程とする。

- 2 研修は通信形式を主体とし、一部面接授業を含むものとする。
- 3 通信課程の対象とする地域は全国とする。
- 4 本校の研修科目は別表1に定めるとおりとする。
- 5 既修済みの研修に応じて別表2のとおり科目の読み替えを行う。
- 6 履修方法は、別表1に定める科目について添削指導及び面接授業を受ける。
- 7 面接授業の欠席は、原則認めない。ただし、やむ得ない理由であれば、補講を受講または時期研修で該当科目を受講することで当該科目の終了を認定する。
- 8 受講生は学習内容について相談及び質疑がある場合、質問票を本校に提出することができ、担当教員により回答を行う。必要があれば、面接指導を行う。

第7条（学年、学期、休業日）

学年、学期は特に定めない。

- 2 本校の休業日は、日曜日、祝日 とする。

第8条（入学時期）

本校の入学の時期は、各学級の開講期間の初日とする。

第9条（入学資格）

本校は、介護福祉士の資格取得を望むものであり、15歳以上で、無資格・訪問介護員1級・訪問介護員2級・介護職員初任者研修・介護職員基礎研修修了者とし、志ある人は誰でも入学できる。

第10条（入学者の選考）

入学者の選考は行わず、申し込み順に受け付け、定員に達し次第締め切る。

第11条（入学手続）

入学志願者は、指定の期日までに本校所定の申込書に必要事項を記入し提出する。

- 2 受講は申し込み順とし、受講決定通知にて本人に通知する。
- 3 受講決定通知を受け取った入学志願者は、期日までに受講料を納入する。
- 4 受講料の納入を確認後、教材一式を発送する。

第12条（退学、休学、復学）

休学の希望があった場合は、次回以降の研修に引き継ぐことが出来る。

- 2 復学の希望があった場合は、面接相談のうえ、状況を判断して本校で取り扱いを決定する。

ただし、休学の期間は最長1年とし、これを超える場合は退学しなければならない。

3 退学の希望があった場合、面接相談のうえ、認めることができる。ただし、その場合、受講料は返金しないものとする。

第13条（学習の評価及び課程修了の認定）

学習の達成度は、各科目の課題を期日までに提出し、70点以上を合格とする。

不合格の場合は、追試として再び課題及びレポート提出とする。相談がある場合は、面接相談のうえ、担当教員にて面接指導を行う。

2 面接授業については、介護過程Ⅲは最後に考査の時間を設ける。医療的ケアの演習はそれぞれの演習内容を5回以上体験し講師が指導評価をする。なお、課程修了の認定は、面接授業及び演習の全科目出席、全通信課題提出を条件とする。

第14条（授業料）

授業料は、既修済みの資格に応じて以下の通りの額とする。

- ① 無資格者（②～⑩以外の者） 119,250円（税込）
- ② 介護職員基礎研修修了者 28,000円（税込）
- ③ 訪問介護員養成1級課程取得者 66,000円（税込）
- ④ 介護職員初任者研修修了者 99,750円（税込）
- ⑤ 訪問介護員養成2級課程取得者 99,750円（税込）
- ⑥ 訪問介護員養成3級課程取得者 114,750円（税込）
- ⑦ 喀痰吸引等研修修了者 91,250円（税込）
- ⑧ 生活援助従事者研修修了者 115,250円（税込）
- ⑨ 認知症実践者研修修了者 114,750円（税込）
- ⑩ 介護に関する入門的研修修了者 116,750円（税込）

2 研修に使用するテキストは、中央法規出版株式会社発行の「介護福祉士実務者研修テキスト」を使用する。テキスト代金は授業料に含まれる。

第15条（教職員の組織）

本校は、次の教職員を置く。

- ① 研修の長
- ② 専任教員
- ③ 講師（介護過程Ⅲ）
- ④ 講師（医療的ケア）
- ⑤ 事務職員

第16条（賞罰）

本校は、学業成績が優秀なものに対し、表彰することができる。また、受講生が次のいずれかに該当したときは、懲戒、停学または退学の措置をとることができる。

- ① 受講にあたって提出した書類の虚偽記載及び受講誓約書の内容に違反した者。
- ② 学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- ③ 学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げる者で、再三の指導にも関わらずこれに従わない者。
- ④ 面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者。
- ⑤ 在籍期限を超過した者。
- ⑥ その他受講生として著しく不適切な言動が認められる者。

2 前項の事由により、退学処分が決定した者は、その決定に従うものとする。なお、授業料の未納金がある場合は退学の期日までに全額を納入しなければならない。

附則

この規程は、平成31年3月1日より施行する。